

7月20日に弁論準備手続き、証人尋問詳報も掲載

2007年に長崎市幹部から性暴力を受けた記者が市に損害賠償を求めている訴訟の弁論準備手続きが7月20日、長崎地裁でありました。新型コロナウイルス感染拡大のため、電話会議形式で行われました。終了後、原告側弁護団が記者レク＝写真＝を行い、会議の内容や双方の主張の概要を説明しました。

今回のニュースレターでは、弁論準備手続きでのやり取りに加え、5月18日に行われた証人尋問の詳報もお伝えします。

「黙示の和解済み」 市が前代未聞の主張

弁論準備手続きに先立ち、長崎市は4月17日付で準備書面4・5を提出しています。そのなかで、市は「事件はこれまでの経緯から原告と市の間で『黙示の意思表示』で和解が成立していた」（準備書面4）と主張しました。「一般的に和解は明示の文書化が多いが、黙示の意思の和解もあり得る」とし、具体的に次のような訴えを並べました。

- ①市は07年12月、原告と所属する報道機関に宛ててそれぞれ「謝罪文」を出した
- ②所属報道機関が同月、「謝罪文です」と受け入れた
- ③市が08年3月にセクハラ防止研修をした後、原告が「きちんと対応していただいている、ありがとうございます」と市に礼を伝え、その後何も要求しなかった

こうしたことから、原告も報道機関も「黙示で和解を受け入れた」というのです。

しかし、市の主張はいずれも事実と反するものです。

- ①07年12月に市が出した文書は謝罪文とは言えず、原告は「謝罪」とも「和解申し入れ」とも受け取っていない
- ②原告（当時の代理人含む）も報道機関も、

市の謝罪文に返事はしていない

③原告が08年3月、市に「きちんと対応していただいている、ありがとうございました」と言った事実はない

原告側は反論の書面のなかで、市の説明の誤りを指摘し、「和解が成立していたという事実については全面的に争う」としました。



そもそも「和解」の法的な成立要件も充たしていません。

「和解」には、当事者が互いに譲歩する「互譲性」や、争いを止める合意をする「紛争終結の合意」などが必要ですが、「黙示の和解」とは前代未聞の主張です。市の主張は被害者の傷口に塩を塗るもので悪意に満ちています。日本国憲法の民主主義や人権の保障、地方自治の基本にも逆行する主張です。

ねじれた市の主張

さらに市は「黙示の和解」を主張する文書と同じ日に提出した準備書面5では、市に謝罪などを勧告した2014年の日弁連勧告について、「市が従わないのは、勧告が受け入れられるものでないからだ」と訴えました。

これについても、原告側は反論の書面のなかで、「同じ日付の文書の一方で『和解が成立していた』といい、一方では『日弁連勧告に従えなかった市のスタンス』を言うとは、主張の打ち消しあいだ。2つの位置づけを明らかにすべきだ」と求めました。日弁連が市側への詳しい調査をせ

ずに原告のみを聴取して事実認定したという市の主張について、「勝手な思い込みだ」と指摘。「原告の言い分に耳を傾け慎重に対応してきた」という市の主張についても「経過に反する」と全面否定しました。

次回は9月15日に電話会議

7月20日の電話会議では、原告側弁護団は今後、田上富久市長ら幹部5人を証人尋問申請する考えを示しました。

次の期日は**9月15日(火)午前11時半**です。次も法廷を使わず、電話会議形式で行われる予定です。内容については、ニュースレターでお知らせします。

元会計管理者の証人尋問（5月18日）詳報

◆「正直に」と繰り返すものの…

2007年に長崎市原爆被爆対策部長(当時)から性暴力を受けた女性記者が、市に損害賠償などを求めている訴訟の第6回口頭弁論が5月18日、長崎地裁(天川博義裁判長)の401号法廷で開かれました。週刊誌などを通じて被害者を貶める虚偽のうわさを流したとされる市の元会計管理者(71)＝事件当時は選挙管理委員会事務局長＝の証人尋問が行われました。

この訴訟で証人尋問が開かれたのは初めてです。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、東京などで緊急事態宣言が続く中、元会計管理者は裁判所の別室から参加。音声と映像を法廷とつなぎ、質問に答えるビデオリンク方式で実施されました。

元会計管理者は元部長と高校、大学の同級生で、長崎市に同期入職した長年の友人です。事件発覚後に、週刊誌の取材にも応じていました。この事件では、日本弁護士連合会が①元部長が取材中の記者に地位を利用して性暴力を振るった、②元部長の死後、別の市幹部(この元会計管理者)が虚偽の情報を流し、二次被害を生じさせた—と認定し、市に謝罪などを勧告しています(市は受け入れを拒否)。

元会計管理者「Aさん(元部長)が、それから、長崎市がこういうふうな状態になっているということは、ものすごく不可思議、(性暴力でなく)お互いの合意の中でなされた部分というのを、誰に偏るでなく、正直に訴えていかなきゃならないということで、本日ここにあります」

「正直に述べる」と宣誓した後、元会計管理者は、元部長と原告の間に起きた事件が性暴力でなく「合意があった」と主張しました。しかし、そうみなす根拠はあやふやでした。

◆冒頭から二転三転

暴力でないとみなす理由について、元会計管理者は、「原告がある発言をしたから」と喧伝しています。証人尋問ではその時期や真偽が問われました。

市側代理人「元部長と原告との関係を知ったのは、どういういきさつからですか」

元会計管理者「(元部長が)亡くなった日(=07年10月31日を指していると思われる)に原告が私の職場の部屋においてになった、そのときの話で分かりました」

(…中略…)

市側代理人「原告からどういうふうに言われて、そのことを知ったんですか」

元会計管理者「私の選管の部屋というのは、始終、どなたでも入れることができる部屋になっております。だから、亡くなった当日かな、に、私の部屋においてになって、で、ちょっと表現は悪いですけど、Aさん(元部長)とできちゃったというふうな話で分かりました」

市側代理人「原告から初めてAさんとの関係を聞いたのはいつか。もう一度聞きます」

元会計管理者「7月の人事異動、長崎市役所の中での内示っていうのが7月の末頃に行われます。その頃に原告から聞きました」

市側代理人「もう一度聞きますが、原告がどういうふうに言ったんですか」

元会計管理者 「…ちょっと申し訳ない」
市側代理人 「原告からどういう表現で聞きましたか」
元会計管理者 「7月の話と、それから、10月末の話と、二つあるんですけど」
市側代理人 「最初の話です」
元会計管理者 「7月ですか」
市側代理人 「はい」
元会計管理者 「7月は、内示の翌日に」
市側代理人 「どういう言い方をしたんですかということですか、原告さん」
元会計管理者 「Aさんとできちゃった、ということでおっしゃいました」

元会計管理者は、「原告が『元部長とできちゃった』と自分で話した、それを聞いた」というのです。しかしその時期は07年10月になったり7月になったり、証言が揺れます。

元会計管理者は、事件直後の市の内部調査に対して、原告が自ら「元部長と関係を持ちました」と述べたと証言していました。原告は一貫してこれを否定しています。

市側代理人も証人尋問で、「証人(元会計管理者)にわざわざ原告が話をするというのは、何か理由があるんでしょうか」と尋ねましたが、元会計管理者は、「定かに分かりませんが、私の部屋で私に対して話したというよりは、心ここにあらずというふうな感じでお話をなさいました」と述べるのみでした。

◆日にち変遷 修正しても綻び

にわかに信じがたい話を法廷でも述べた元会計管理者は、原告側代理人の反対尋問を受けます。

そもそも元会計管理者は、この発言を「聞いた」とする時期を、事件直後の市内部調査では「市の人事異動内示の前」と答えていました。しかし、それだと事件発生より前となります。証人尋問に先立って提出した陳述書では、この矛盾を取り繕うように、「(人事異動)内示後から7月末までの間」とし、「8月1日であったかもしれない」と後にずらし、幅も持たせました。そして尋問では、冒頭で「10月だった」と言い、市側代理人に誘導されるように、7月と修正しました。なぜ変わるのか。原告側代理人が迫ります。

原告側代理人 「どうしてこういう違いになるんですか」
元会計管理者 「…」
原告側代理人 「分かりませんね。何か言えますか」
元会計管理者 「いや、ちょっと分かりません」
(…中略…)
原告側代理人 「(日にちが)後に変更された理由は何ですか」
元会計管理者 「日にちの問題だと思います」
原告側代理人 「日にちの問題があるから変えたんですね。誰から指摘を受けて変えましたか」
元会計管理者 「指摘を受けた覚えはありません」
原告側代理人 「指摘を受けた覚えはないのに、『(市の人事異動内示日の)後だ』というふうに変えたのはどうしてですか」
元会計管理者 「内示の日の10月の事実があったときの部分の日にちが、10月31日、違う、10月の話じゃないな…7月の話。で、2日連続来たのは、7月の内示の日とその翌日で、内示の日がその頃のいつかということでの部分で、私が内示の日にちを定かに覚えてなかったのが事実です」
原告側代理人 「それだけですか。時期が変わったというのは、それだけですか」
元会計管理者 「それと、中身が若干違います。あくまでも、その日に私の部屋に来たときには、私の前を歩いて、私のデスク、私はデスクに座ってなかったから、デスクのほうから外を見て、独り言で(Aさんとできちゃった)言った、だけど、私との距離が幾らかあるから、そんな小さな声ではなかったということだけです。以上です」

元会計管理者は、日付が変わった理由を答えられませんでした。

また、合意の根拠とする「原告の発言」が、元会計管理者の言い分ではその表現や文脈も変わります。市内部調査では、「2人で話をしていたところ、原告が『元部長と関係を持ちました』と言った」と述べていました。陳述書では、2人の会話の部分は消え、「原告が窓から外に向かい、元部長とできちゃったと独り言を言った」と変化。原告側代理人はそこを突きます。

原告側代理人「**発言した内容も、11月9日（市の内部調査日）の聴取の結果と、それから、今になって提出された陳述書の内容と違う**んですよね。今になって提出された陳述書では、「できちゃった」という言葉になっているんですけど、確かにそういう記憶があるということですか」

元会計管理者「そうです」

原告側代理人「**だったら、どうして、11月9日にそういう発言をしなかったんですか**」

元会計管理者「**それをそういうふうに責められて言われても、もう活字になっている以上、私は、そう言ったのかっていうことをクエスチョンに思うだけです**」

ここでも元会計管理者は説明できませんでした。

◆異動後も

「前の職場にいた」？

元会計管理者が主張する時期に、原告と職場で会うことがありえたのでしょうか。当時外勤記者として働いた原告は、07年の手帳を裁判所に証拠提出。7月28日から31日まで、物理的に元会計管理者の職場を訪れることができず、その暇が全くないと原告側代理人が指摘します。

ここでのポイントは元会計管理者自身も異動したということです。7月末日まで選管事務局長として市役所別館（大黒町）で勤務、8月1日に市役所本館（桜町）の会計管理者室に移っていました。「原告が私の部屋に来た」と言うのですが、2つは別の場所なのです。

原告側代理人「**8月1日は、あなたは会計管理者室に移っている。だから、選管の事務局長室なんか訪ねたって、あなたがいるわけないじゃないですか。原告が訪ねてきたというのは、うそじゃないんですか**」

元会計管理者「**そういうふうなうそは、私は言うておりません**」

原告側代理人「**だけど、根拠がない**」

元会計管理者「**私たちは、異動を受けても、**

異動の引継ぎというのがございます。そういうふうな中で、**私が選管のほうにいるということは、当然あり得ることです**」

元会計管理者は、異動初日に前職の個室に自分がいて、そこへ原告がやって来たという可能性の低い主張を述べました。

また、「（できちゃったという）つぶやきで男女の関係があったと判断したわけですね」と原告側代理人が問うと、元会計管理者は「そうなります」と回答。「合意」の根拠について、元会計管理者は陳述書で「原告が元部長を嫌がっている印象は受けなかった」としていましたが、法廷で原告側代理人が、「嫌がっていないとはあなたの主観か」と問うと、元会計管理者は「そうですね」とあっさり答え、客観的な根拠がない中で発言していたと認めました。

◆原告の発言を

ねじ曲げた市公文書

元会計管理者は、原告が否定している「（元部長と）できちゃった」という発言以外にも、市の内部調査などに対して原告を貶める発言を繰り返してきました。その一つが「自分も誘われた」というものです。原告側代理人がその信憑性を問いました。

原告側代理人「**あなたは、（市内部調査で）人事課にも、秘書課にも、そして、今回の陳述書にも、原告が自分を誘ってきたという話をしていますね**」

元会計管理者「**しています**」

原告側代理人「**まず、乙50号証（陳述書のこと）ではこのように言っていますね。《“そういうことを触れて回る女ぞ。あの女は俺のどこに来たとぞ。A と関係ば持ったと言ったとぞ”》というようなことを、A氏に対し強い口調で言った記憶があります》というふうに書いてありますね。あなたの経験に基づくこれは陳述ですよ。よろしいですか**」

元会計管理者「**はい**」

原告側代理人「**ここで、『俺のどこに来たとぞ』と陳述書で言っているのは、誘ったという**

意味ですか」
元会計管理者 「飲みに誘ってくださいという
ことで言われております」
(…中略…)
原告側代理人 「性的に誘ったということを意
味してますか」
元会計管理者 「いえいえ、そのことは言っ
ておりません」
原告側代理人 「じゃあ、あなたは秘書課の課
長に対して、自分は原告から性的に誘われた
んだという話をしたことはありますか」
元会計管理者 「ありません」
原告側代理人 「全くないんですね」
元会計管理者 「ないです」
原告側代理人 「(パネルを示し)秘書課長が
原告に対してかけてきた電話を、秘書課長自
身が報告書としてまとめている内容です。こ
こに、秘書課長はあなたから聞いたとして次の
ように書いています。(…中略…)原告が俺の
ところに来てAと関係を持った、そして俺も誘
われたので、Aのした女と何で俺がせんばと
やと言ったと、そういうふうに(元会計管理者
から)聞きましたって書いてあるんですよ。こ
ういうことを言った記憶はありますか」
元会計管理者 「あつたと思います」
原告側代理人 「あなたは、先ほど、原告が性
的に誘ったということは言っていないと言いま
したよね」
元会計管理者 「はい」
原告側代理人 「にもかかわらず、こういうこ
を言われているというのは、どういうことな
んですか」
元会計管理者 「私は、4月ぐらいから、原告
と、前よりはよく知ってるような間柄になって
おります。そういうふうな中に、1回もいろん
な誘いを受けたことはございません。そうい
うふうな中に、結局、昨日まで飲みに行く
ことすら誘われていなかった部分が、今、こ
こでこういうふうな形になっていってるとい
うのは、逆にどういうことだったんだろうか
と、僕は思うております。だから、そのこ
とが、結果として、ずっと飲みに行ったり
いろいろというふうな部分をおもんぱかれ
ば、そういうことになるんじゃないですか」
原告側代理人 「あなたの推測で物を言っ
たということですか」

元会計管理者 「そうなりますね」
原告側代理人 「原告は、あなたと会ってそ
ういう話をしたこともないんだということで、こ
こで強く否定しているんですよ。そして、秘書
課長は、だったら、そのことを(元会計管理
者に)聞いてみるというふうに言ってます。あ
なたは、秘書課長から『そういうことは言っ
ていないと原告は言っているんだけども本
当なのか』というふうに確認をされたことは
ありますか」
元会計管理者 「ないと思います」

こうして、元会計管理者のあやふやな発言が
起点になりながら、市内部で原告の発言がねじ
曲げられ、調査報告書という公文書にも記載さ
れていった状況が明らかになりました。

しかも、そもそも原告は飲酒できないのです。
「俺も誘われた、それは性的な意味でなく、飲
みに誘う意味だ」と元会計管理者は証言を変
えましたが、「飲みにすら誘われていない」と初
めて認めました。では、なぜ最初からそんな
話をしたのか、なぜ今になって変えたのか。説
明はありませんでした。

◆週刊誌取材、依頼は市議

被害者を貶める元会計管理者らの一連の発
言は当時、週刊誌を通じて、外部にも広まり
ました。週刊誌取材を受けた理由について元
会計管理者は、「長崎市議のある方から週刊
誌記者に会ってくれとお願いされた」と証
言しました。「合意」を主張する元会計管
理者の話を元にした07年の週刊誌の記事
には、「セクハラ冤罪」などの見出しが付
けられました。そうした週刊誌の後押しを
市議の一部が行っていたという証言が出
て、多くの傍聴者が驚きました。

長崎市議会では、元会計管理者が話すよ
うな虚偽の風説が事件直後から広がり、12
年が経過した昨年7月の一般質問でも、「被
害者はどっちか」と被害者を中傷するヤジ
が飛び交う事態が繰り返されています。こ
のヤジ問題では、原告側弁護団と新聞労連
が長崎市議会に対し、発言者を特定して被
害者に謝罪するよう求めましたが、佐藤正
洋・長崎市議会議長は十分な調査もしな

いまま、打ち切りを表明しています。ちなみに、この佐藤議長は2010年、市代表監査委員(当時)だったこの元会計管理者らと野球賭博をしていたことが分かっています。

この日の尋問で、長崎市と市議会の主流派が一体となって、性暴力被害者を貶める風説を生み出し、共有し、被害救済に背を向けるという構造が浮き彫りになりました。

◆市の性差別体質、あらわに

また、元会計管理者は尋問で、「『かわいい』と言うことが女性が喜ぶと(陳述書に)書いてあるが、必ずしもそうは言えないという教育を受けたことは」と原告側代理人に尋ねられ、「ありません」と即答。市のハラスメント防止研修も「受けてない」と証言しました。

元会計管理者の証人尋問は当初、全体で60分の予定でした。ところが、換気の休憩を挟み、当日の尋問は計100分行われました。原告側代理人の追及が68分に及び、これによって市の内部調査と元会計管理者の話に様々な矛盾があることが露呈しました。加えて、元会計管理者は週刊誌取材のことを田上富久市長らに報告せず、週刊誌に伝えた内容が事実でないと分かっても訂正さえしなかったことも認めました。裁判長らの前で、信憑性のなさが印象づけられました。

とりわけ明らかになったのは、推測で「合意」とみなし、暴力の責任を被害者に転嫁して風説を広めるという長崎市の性差別的な体質です。この日の尋問はこの訴訟の一つの重要局面でしたが、コロナウイルスの影響で傍聴人数が制約されたことが残念でした。

◆原告「嘘ばかり」とコメント

証人尋問には原告本人も出廷し、プライバシー保護のためついたてを利用して、元会計管理者の証言を聞きました。その後、以下のような感想をコメントしました。

「嘘ばかりでしたが、問題の人物がようやく出廷しました。加害者と直前まで会い、自殺している元部長の姿も見た人なので、『加害者と女性記者の間で本当は何があったかを知る人物だ』と長年、長崎では思われていたようです。人の死を利用して虚偽を流す、それを行政や議会があっけなく許す風土が長崎にはあります。

反省しない被告長崎市の態度を見ることは被害者にとって苦痛ですが、そうではあっても私は無事に提訴から丸1年を迎えることができました。支える会の皆様の支えがあってこそ、です。心から感謝を申し上げます」

長崎市幹部による 性暴力事件の 被害者を支える会



●長崎事務局

095-845-2951(長崎新聞労組)

●東京事務局

03-5842-2201(新聞労連)

jnpwu@mxk.mesh.ne.jp